

# 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

平成30年3月23日

条例第7号

## (目的)

第1条 この条例は、本市の環境と調和のとれた大規模な太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、生活環境、景観その他の自然環境の維持を図り、本市の環境の保全に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 本市の生活環境、景観その他の自然環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

## (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とするもの（太陽光発電設備に附属する管理施設及び変電設備を含む。）をいう。
- (2) 事業区域 電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）を行う土地（緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。この場合において、近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。
- (3) 大規模な太陽光発電設備 事業区域の面積が25ヘクタール以上又は事業区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。）の区域の面積が1ヘクタール以上の太陽光発電設備をいう。
- (4) 事業者 電気事業の用に供する大規模な太陽光発電設備を設置する事業（以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 工事施行者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (7) 近隣住民 大規模な太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けると認められる者をいう。
- (8) 該当自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、近隣住民が属するものをいう。

## (市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、生活環境、景観その他の自然環境と大規模な太陽光発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

## (市民の責務)

第5条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協

力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業により、生活環境への被害、災害又は景観その他の自然環境を損なう事態が発生することのないよう、事業区域を適正に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、生活環境への被害、災害又は景観その他の自然環境を損なう事態が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保たなければならない。

(事前協議書の届出)

第8条 事業者は、第11条第1項の許可又は第13条第1項の変更の許可を申請しようとするときは、あらかじめ、規則で定める事前協議書に事業に関する計画(以下「事業計画」という。)その他規則で定める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(事前協議等)

第9条 事業者は、前条の規定により届け出た事業計画について、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による市長との協議が終了した後速やかに、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者(以下「近隣住民等」という。)に対し事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。

3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

5 事業者は、近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき及び前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(同意書の提出)

第10条 事業者は、事業計画に対する該当自治会の同意書を市長に提出するものとする。

(事業計画の許可)

第11条 事業者は、事業を行おうとするときは、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)

(2) 事業区域の所在及び面積

(3) 工事施行者の氏名及び住所

(4) 事業の完了時における土地の形状

(5) 大規模な太陽光発電設備を設置する位置

(6) 設置する大規模な太陽光発電設備の構造

(7) 事業の期間及び工程

(8) 設置する大規模な太陽光発電設備の最大出力

- (9) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (11) 景観の保全のための方策
- (12) 自然環境の保全のための方策
- (13) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するためにとる措置
- (14) 事業の実施に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画及び状況
- (15) 事業の完了後における大規模な太陽光発電設備の維持管理の計画

3 第1項の許可の申請には、当該申請に係る事業区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第12条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 事業区域及びその周辺地域（以下この項において「事業区域等」という。）において土砂崩れ、<sup>いっ</sup>溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (2) 造成計画が規則で定める基準に適合していること。
- (3) 排水施設、擁壁その他の施設が規則で定める基準に適合していること。
- (4) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が規則で定める基準に適合していること。
- (5) 事業区域等における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (6) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
- (7) 事業が景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 事業区域等における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (9) 関係法令を遵守していることとして規則で定める基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境基本計画その他の行政計画に適合したものであること。

2 市長は、前条第1項の許可の申請をした者又は当該許可の申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 第26条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しないとき。
- (3) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等がその事業活動に関与しているとき。

3 市長は、前条第1項の許可において、生活環境への被害若しくは災害等の発生の防止又は景観その他の自然環境の維持のために必要な条件を付することができる。

(変更の許可)

第13条 第11条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る工事に着手するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(関係書類の閲覧)

第15条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業を行っている間、第8条から前条までの規定により市長に提出した書類の写しを、近隣住民等の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(完了の届出等)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該事業を廃止したときも、同様とする。

2 市長は、前項前段の規定による届出があったときは、速やかに、第11条第1項の許可(第13条第1項の変更の許可を含む。)の内容(次項において「許可内容」という。)に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の検査の結果、許可内容に適合しないと認めるときは、当該検査に係る許可事業者に対し、相当の期限を定めて、大規模な太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会の設置)

第17条 環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する事項を調査審議するため、和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長はその議長となる。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、

市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第23条 審議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、市民環境局環境部において処理する。

(運営の委任)

第25条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(許可の取消し)

第26条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、第11条第1項の許可(第13条第1項の変更の許可を含む。次号及び第3号において同じ。)を受けたとき。

(2) 第11条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。

(3) 第11条第1項の許可を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。

(4) 第12条第1項各号に規定する基準等を満たさない事業を行ったとき。

(5) 第12条第3項(第13条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。

(6) 第13条第1項の規定に違反して同項の変更の許可を受けずに事業を行ったとき。

(7) 次条第1項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令)

第27条 市長は、許可事業者が当該許可(第13条第1項の変更の許可を受けた者にあつては、当該変更の許可)を受けた事業計画に従っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、大規模な太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、この条例の規定に違反した事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、大規模な太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(土地所有者等に対する措置)

第28条 市長は、事業が行われた土地において、生活環境への被害、災害又は景観その他の自然環境を損なう事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、同項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

(違反事実の公表)

第29条 市長は、第16条第3項若しくは第27条の規定により命令したとき、又は第26条の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所

(2) 当該命令又は許可の取消しの内容

2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該事業者の氏名及び住所

(2) 当該事業者が行った不正行為の内容

(報告の徴収)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、工事施行者、土地所有者等その他の事業に係る関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者若しくは工事施行者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第32条 第11条第1項の許可又は第13条第1項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第11条第1項の許可の申請 1件 250,000円

(2) 第13条第1項の変更の許可の申請 1件 120,000円

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第33条 市長は、国又は地方公共団体が実施する事業については、手数料を減額し、又は免除することができる。

(一定の太陽光発電設備設置事業に関する手続)

第34条 第8条から第10条まで、第14条、第27条第2項及び第28条から第31条までの規定は、電気事業の用に供する太陽光発電設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）を設置する事業（その事業区域の面積が1ヘクタール以上で大規模な太陽光発電設備に該当しないものに限る。）を計画し、これを実施しようとする者について準用する。この場合において、第8条中「事業者は、第11条第1項の許可又は第13条第1項の変更の許可を申請しようとするとき」とあるのは「第34条に規定する事業（以下「準用事業」という。）を計画し、これを実施しようとする者（以下「準用事業者」という。）」と、第9条第1項中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、「近隣住民及び該当自治会」とあるのは

「太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受ける者（以下「準用近隣住民」という。）及び地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、準用近隣住民が属するもの（以下「準用該当自治会」という。）」と、「近隣住民等」とあるのは「準用近隣住民等」と、同条第3項から第5項までの規定中「近隣住民等」とあるのは「準用近隣住民等」と、「事業者」とあるのは「準用事業者」と、第10条中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、「該当自治会」とあるのは「準用該当自治会」と、第14条中「許可事業者は、当該許可に係る工事」とあるのは「準用事業者は、準用事業に係る工事」と、「その旨を」とあるのは「その旨を規則で定める書類を添えて」と、第27条第2項中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、「大規模な太陽光発電設備」とあるのは「太陽光発電設備」と、第28条第1項中「事業」とあるのは「準用事業」と、第29条第1項中「第16条第3項若しくは第27条の規定により命令したとき、又は第26条の規定により許可を取り消した」とあるのは「第34条第1項の規定により読み替えて準用する第27条第2項の規定により命令した」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、第30条中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、「事業に」とあるのは「準用事業に」と、第31条第1項中「事業者」とあるのは「準用事業者」と、「事業の」とあるのは「準用事業の」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により読み替えて準用する第8条から第10条までに規定する手続が適正に行われたと認めるときは、その旨を準用事業者に通知するものとする。
- 3 準用事業者は、第1項の規定により読み替えて準用する第14条の届出の際に提出された事業計画の内容に適合した事業を行わなければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。（規則への委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条から第10条までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に事業に関する工事に着手する事業者について、適用する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第34条の規定は、この条例の施行の日以後に同条に規定する事業に関する工事に着手する準用事業者（同日前に和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第5条に規定する太陽光発電事業計画の案の説明を開始している者を除く。）について、適用する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第3号及び第34条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に第11条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に改正前の第34条に基づく一定の太陽光発電設備設置事業に関する手続の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に

関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第7条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を既に行っている者を除く。）について、適用する。